

NACS
研修会

集合&オンライン研修

～これだけは知っておきたい～

民法改正

「民法」が制定されたのは、約120年前の明治時代です。民法のなかで「契約などに関する基本的なルール」が定められている「債権法」などと呼ばれている部分が現代の社会にあわなくなってきました。そこで、2017年5月に「民法の一部を改正する法律」が成立し、2020年4月1日から施行されました。

NACSより、皆様のお手元に冊子「これだけは知っておきたい民法改正」が届いていることと思います。今回の改正について最低限のポイントがまとめられ、わかりやすいと好評です。日常生活にかかわりが深い部分について、冊子のQ&Aをもとに、弁護士に解説していただきます。冊子をご準備の上、ふるってご参加ください。



日時：2020年9月12日(土)13:30～15:30

講師：福岡県弁護士会 千綿 俊一郎 弁護士

場所：福岡県弁護士会館 大会議室(集合研修会場)
(福岡市中央区六本松4丁目2番5号) ※下記地図参照

主催：NACS 九州支部

★申込先★ e-mail: kyushu-kenshu@nacs.or.jp

★定員★ <オンライン> 先着100名(定員になり次第締め切り)

<集合> 定員なし

※集合研修については、新型コロナウイルス等による今後の状況を踏まえ中止とする可能性があります。申込の際には、必ずご連絡先(メールアドレスや電話番号)を記載ください。

★会員の方★

参加費：無料

※申込時は、参加希望形態「集合」または「オンライン」を明記ください。

※オンライン参加の方には前日までに参加案内のメールをお送りします。

★一般の方★ (集合研修のみ参加可)

参加費：500円

